

(写)

長門市告示第 161 号

令和 7 年 12 月長門市議会定例会招集告示（令和 7 年長門市告示第 158 号）の付議事件に次のとおり追加する。

令和 7 年 12 月 3 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

- 第 23 号 令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 24 号 令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 25 号 令和 7 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 26 号 令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 27 号 令和 7 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 28 号 令和 7 年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 29 号 令和 7 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 30 号 長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 31 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 32 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 33 号 長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

令和7年12月

長門市議会定例会

追加議案

目 次

議案

- 第 23 号 令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 24 号 令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 25 号 令和 7 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 26 号 令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 27 号 令和 7 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 28 号 令和 7 年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 29 号 令和 7 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 30 号 長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 31 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 32 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 33 号 長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 30 号

長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 12 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 30 年長門市条例第 4 号）

の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （長門市一般職の職員の給与に関する 条例の適用除外等） 第 8 条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例 第 2 条、第 19 条及び第 20 条第 2 項 の規定の適用については、給与条例 第 2 条中「及び勤勉手当」とあるの は「、勤勉手当及び長門市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例 （平成 30 年長門市条例第 4 号）第 7 条第 4 項の規定による特定任期付 職員業績手当」と、給与条例第 19 条中「前条に規定する職にある職 員」とあるのは「長門市一般職の任 期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて 採用された職員」と、給与条例第 20 条第 2 項中「 <u>100 分の 126.25</u> 」と あるのは「 <u>100 分の 175</u> 」とする。 3（略）	本則 （長門市一般職の職員の給与に関する 条例の適用除外等） 第 8 条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例 第 2 条、第 19 条及び第 20 条第 2 項 の規定の適用については、給与条例 第 2 条中「及び勤勉手当」とあるの は「、勤勉手当及び長門市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例 （平成 30 年長門市条例第 4 号）第 7 条第 4 項の規定による特定任期付 職員業績手当」と、給与条例第 19 条中「前条に規定する職にある職 員」とあるのは「長門市一般職の任 期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて 採用された職員」と、給与条例第 20 条第 2 項中「 <u>100 分の 125</u> 」とある のは「 <u>100 分の 172.5</u> 」とする。 3（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 31 号

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 12 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

長門市長等の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 7 条 市長等の期末手当の支給については、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)の例により支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは、「<u>100 分の 175</u>」と読み替え、同条第 4 項の期末手当基礎額は、次の各号に規定する額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第 7 条 市長等の期末手当の支給については、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)の例により支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは、「<u>100 分の 172.5</u>」と読み替え、同条第 4 項の期末手当基礎額は、次の各号に規定する額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
(期末手当の内払)
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の長門市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 32 号

長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 12 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長門市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員)にあって</p>	<p>本則</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員)にあって</p>

<p>は、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>は、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

給料表

職員の区分	職務の級 ／ 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	

19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	

57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			

	94		308,000	358,400				
	95		308,300	358,800				
	96		308,700	359,100				
	97		308,900	359,400				
	98		309,200	359,800				
	99		309,500	360,200				
	100		309,900	360,600				
	101		310,100	361,100				
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の長門市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 33 号

長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 12 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年長門市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 3 章 パートタイム会計年度任用職員 (休日勤務報酬) 第 21 条 (略)</p> <p>2 休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき 1 時間当たりの基本報酬額に <u>100 分の 135 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合</u> を乗じて得た額を休日勤務報酬として支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 1~4 (略)</p> <p><u>5 令和 8 年 3 月 31 日までの間、第 3 条の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員で第 25 条第 1 項の 1 週間当たりの勤務時間が少ない者として規則で定めるものの給料月額</u>は、長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和 7 年長門市条例第〇号)の規定による改正前の給与条例第 4 条に規定する給料表の規定の例による。</p>	<p>本則</p> <p>第 3 章 パートタイム会計年度任用職員 (休日勤務報酬) 第 21 条 (略)</p> <p>2 休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき 1 時間当たりの基本報酬額に <u>100 分の 135</u> を乗じて得た額を休日勤務報酬として支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 1~4 (略) (新設)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。